２　前条の場合における新規則第十五条第一項の整理は、次の各号に掲げる基礎的電気通信役務原価の区分に応じ、当該各号に定める書類により行うものでなければならない。

一　基礎的電気通信役務原価（一）　資産にあっては新規則別表第六に掲げる正味固定資産価額算定方法を用いて作成した新規則別表第七第一による固定資産帰属明細表、費用にあっては新規則別表第八第一に掲げる費用算定方式、新規則別表第八第二に掲げる共通費等の配賦基準を用いて作成した新規則別表第七第二による固定資産帰属明細表、費用にあっては新規則別表第八第一に掲げる費用算定方式、新規則別表第八第二に掲げる共通費等の配賦基準を用いて作成した新規則別表第七第二による固定資産帰属明細表、費用にあっては新規則別表第八第一に掲げる費用算定方式、新規則別表第八第二に掲げる共通費等の配賦基準を用いて作成した新規則別表第七第二による固定資産帰属明細表及び新規則別表第七による設備区分別費用明細表

二　基礎的電気通信役務原価（二）　資産にあっては附則別表第二に掲げる正味固定資産価額算定方法を用いて作成した附則別表第三第一による固定資産明細表及び附則別表第三第二による固定資産帰属明細表、費用にあっては附則別表第四第一に掲げる費用算定方式、附則別表第四第二に掲げる共通費等の配賦基準を用いて作成した附則別表第五による設備区分別費用明細表

第四条　新規則第十六条から第十八条までの規定は、設備管理部門の基礎的電気通信役務原価（一）の算定について準用する。この場合において、新規則第十七条の規定中「基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十五条第三項の電気通信設備」とあるのは、「基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令（令和二年総務省令第五十三号）附則第三条第一項の電気通信設備」と読み替えるものとする。

２　新規則第十六条から第十八条までの規定は、設備管理部門の基礎的電気通信役務原価（二）の算定について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる新規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十六条	別表第九	基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令（令和二年総務省令第五十三号）附則第三条第一項
第十七条	基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十五条第三項の電気通信設備	基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令（令和二年総務省令第五十三号。以下「令和二年改正省令」という。）附則第三条第一項の電気通信設備
	基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則別表第七	令和二年改正省令附則別表第二

附則別表第１（附則第３条関係）

第１　対象設備に係る設備区分

対象設備	設備区分	
端末系伝送路設備（加入者側終端装置及び端末系交換等設備との間に設置される伝送装置等を除く。）	主配線盤	端末系伝送路設備に属する部分に限る。
	光ケーブル成端架	端末系伝送路設備に属する部分に限る。
	メタルケーブル	加入者側終端装置～き線点遠隔収容装置間に設置するもの
		加入者側終端装置～収容ルータ間（き線点遠隔収容装置を経由しない場合に限る。）に設置するもの
	加入系光ケーブル	き線点遠隔収容装置～収容ルータ間に設置するもの
	加入系電柱	加入者側終端装置～収容ルータ間に設置するもの
	加入系管路	加入者側終端装置～収容ルータ間に設置するもの
	加入系中口径管路	加入者側終端装置～収容ルータ間に設置するもの
	加入系共同溝	加入者側終端装置～収容ルータ間に設置するもの
	加入系とう道	加入者側終端装置～収容ルータ間に設置するもの
	電線共同溝	加入者側終端装置～収容ルータ間に設置するもの
	自治体管路	加入者側終端装置～収容ルータ間に設置するもの
	情報ボックス	加入者側終端装置～収容ルータ間に設置するもの
	総合デジタル通信局内回線終端装置	加入者側終端装置～き線点遠隔収容装置間に設置するもの
		き線点遠隔収容装置～収容ルータ間に設置するもの
		加入者側終端装置～収容ルータ間（き線点遠隔収容装置を経由しない場合に限る。）に設置するもの